

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
審査請求人 ● ● ●

審査請求人が、令和 7 年 8 月 4 日付けで提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、厚木市議会議長(以下、便宜上「処分庁」という。)の決定した次に掲げる事項を取り消すことを求めて、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)第 2 条の規定に基づき審査請求をした事案である。

- (1) 「令和 6 年度の会派代表者会議の会議録は作成しない」
- (2) 「令和 7 年度以降は議会としての意思決定がなされるような案件以外の記録は作成しない」

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

当時の厚木市議会議長が独自に決定した審査請求人に対する会派代表者会議の記録作成に関する処分のうち「令和 6 年度に行われた会派代表者会議の記録は作成しない」及び「令和 7 年度以降は、議会としての意思決定がなされるような案件以外の記録は作成しない」(以下これらを「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求人の主張の要旨

- (1) 「今年 1 月分から会派代表者会議の記録は作らないこととした」「議長の決定。他の議員も知らないのでは」。これは、令和 6 年 3 月 18 日、当時の議会事務局長が審査請求人へ述べた言葉である。

この決定は、令和2年8月7日から令和7年3月25日まで4年8ヶ月程続いていた「1人会派議員を代表者会議から除外」に直結した決定だと言える。この決定は、1人会派代表者として出席していた●●●●●●を退席させた上で行われた。その後、令和2年9月30日、当時の議長は「無会派議員の出席について」(出席させない)を「議会改革」として議会運営委員会に諮問した。

審査請求人は令和7年5月1日、1年以上反応なしの書類について、「再度、●●●●●●に手渡しを」との電子メールを議会事務局に送信した。令和7年5月29日、当時の議長は「記録作成は職員の負担になる」「私の在任中は会議の結果を記録する方法で」と回答。ところが、厚木市議会事務局は、AI会議録(文字起こしソフト)作成ノートパソコンを使っていることが明らかとなった。

- (2) 令和7年6月8日、当時の議長は「今後は、令和7年4月1日に厚木市公文書等の管理に関する条例が施行されたので、会派代表者会議においては議会としての意思決定がなされるような案件は、条例に基づいて対応」と伝えて来た。「議会としての意思決定がなされるような案件」と限定したことが処分庁である厚木市議会議長(厚木市議会事務局も含む)から受けた処分(1に記載)の一つである。

二つ目の処分は、令和6年に行われた会派代表者会議の会議録(1月10日、1月24日、2月6日、3月26日、6月19日)が作成されなかったことである。

審査請求人は7月3日、それらを議員資料請求したところ、7月4日に「会議録は作成していない」としたうえで、結果のみを資料提出となった。

- (3) 本件処分は、「知る権利」(憲法第13条)「法の下での平等」(憲法第14条)及びパブリックコメント結果に違反している。

令和6年の会派代表者会議でどの議員が如何なる発言をしたかが知り得なくされた。また、「令和7年度以降、議会の意思決定案件のみ文書を作成」との決定は、それ以外の案件を知ることが出来なくなる。明らかな「知る権利」の侵害である。憲法違反である。

「法の下での平等」(差別のない状態)とも合致しない。明らかな差別であり、憲法違反である。

- (4) 「パブリックコメントと条例を同じものにする」は、大原則である。しかしながら、同じものとなっていない。

行政運営の公正さの確保と透明性の向上や市民の権利利益の保護に役立てられていない。パブリックコメントが「正当化の儀式」とされた事例である。明らかな規定違反である。

意見の概要	市議会の考え方
会派に属さない議員の扱いで特別の不利益が生じないように配慮事項を追加すべき。	条例では、会派についての考え方や在り方を明記しているもので、会派に属さない議員に特別な不利益が生じるものではありません。

「厚木市議会基本条例の骨子に対するパブリックコメント実施結果について」より

(5)

1 「知る権利」(憲法第 13 条) との整合性
2 「議会の意思決定案件のみ文書を作成」(令和 7 年 4 月以降) の基準
3 厚木市議会議員が議会でよく使う言葉「開かれた議会」と合致しているのか
4 議長の決定は、権限逸脱ではないか

審査請求人は令和 7 年 7 月 16 日、議長との面談期限を令和 7 年 7 月 25 日とした上で、上記疑問を呈した。これに対し、当時の議長は 2 のみを電子メールで回答して来た。

「面談を求められたが、私の日程が叶わず申し訳ない」「厚木市公文書等の管理に関する条例第 5 条を基準とする」との回答であった。

(6) 本件処分により、審査請求人は、「差別」を受け「知る権利」を侵害されている。それは、情報を受け取る厚木市民の保障が不十分となり、不利益を発生させている。

(7) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、審査請求をする。

理 由

1 審査請求の対象となる処分について

法に基づく審査請求は、行政庁の処分に不服がある者が行うことができる（法第 2 条）とされている。そして、審査請求の対象となる「処分」とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と解されている（最高裁昭和 39 年 10 月 29 日第一小法廷判決）。

2 本件審査請求のうち「令和 6 年度の会派代表者会議の会議録は作成しない」の取消しを求める部分について

(1) 審査請求人が求める「令和 6 年度の会派代表者会議の会議録は作成しない」

ことの取消しは、審査請求書記載の理由から、令和 6 年に行われた会派代表者会議の会議録（1 月 10 日、1 月 24 日、2 月 6 日、3 月 26 日及び 6 月 10

日)が作成されなかったことの取消しを求めているものと解釈した。

その上で、当該会議録が作成されなかったことは、厚木市議会内部における事実行為であり、その行為によって直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。

したがって、審査請求の対象となる処分に当たるとはいえない。

- (2) 審査請求人が求める「令和6年度の会派代表者会議の会議録は作成しない」ことの取消しが、処分庁による会派代表者会議の会議録を作成しないということを審査請求人に伝達した行為の取消しを求めるものと解釈した場合にも、当該行為は会派代表者会議の会議録作成に関する処分庁の方針を伝達した事実行為であることから、当該行為によって直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。

したがって、審査請求の対象となる処分に当たるとはいえない。

- 3 本件審査請求のうち「令和7年度以降は議会としての意思決定がなされるような案件以外の記録は作成しない」の取消しを求める部分について

厚木市議会議長が、「今後は、令和7年4月1日に厚木市公文書等の管理に関する条例が施行されたので、会派代表者会議においては議会としての意思決定がなされるような案件は、条例に基づいて対応」と審査請求人に伝え、「議会としての意思決定がなされるような案件」と限定したことについては、会派代表者会議の会議録作成における処分庁の考え方を述べた事実行為であり、その行為によって直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。

したがって、審査請求の対象となる処分に当たるとはいえない。

- 4 以上のとおり、審査請求人が取消しを求める事項は、いずれも審査請求の対象となる処分には当たらないことから、本件審査請求は不適法であることが明らかで、補正することができない。よって、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年10月21日

審査庁 厚木市議会議長 瀧口 慎太郎

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚木市を被告として（訴訟において厚木市を代表する者は厚木市議会議長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。